

各 位

建設業労働災害防止協会三重県支部

講習を欠席された場合の受講料の取り扱いについて

- 1 受講料は、①「受講予定者が資格を有していたのに間違っ申し込んだ」②事業主負担の場合、「労働者の死亡、退職等に伴う受講不可能」の場合を除き返金できません。①または②に該当し返金を希望する場合は、その事実を証明する書類等（公的機関発行のもの）を受講予定3営業日前日午後4時までに提出（FAX可）し返金申し込みしてください。それ以外の事由で返金申し込みはできません。また受講予定2営業日前以降の返金申し込みもできません。
- 2 受講前日（休日の場合はその直前の営業日）午後4時までに欠席の連絡をされた方には、直近開催予定の同一種類講習に限り再受講を認めます。
- 3 直近開催予定（概ね1か月先以降開催分）の同一講習の受講票を送付しますので受講してください。令和5年12月31日まで発行した再受講券は令和6年1月1日以降発行しません。
- 4 再受講票は、欠席された方以外の方の受講も認めますが必ずその旨連絡してください。その場合、再度申込書等を提出していただきます。
- 5 再受講票による受講は、指定された講習以外受講できません。
- 6 指定された再受講票の講習を欠席した場合、事由の如何を問わず受講の権利は失効します。
- 7 令和5年12月31日までに発行した再受講券による再受講は、令和6年1月1日以降上記2から6について準用します。

令和6年1月1日改正